

# 長野県市長OB会会則

平成16年9月28日

平成19年3月19日一部改正

(名称及び事務所)

第1条 この会は、長野県市長OB会と称し、事務所を長野県市長会事務局内に置く。

(会員)

第2条 本会は、市長を退任した者を以って会員とし、加入脱会は自由とする。

(目的)

第3条 本会は、地方自治の発展に寄与すると共に、会員相互の親睦・融和を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 地方自治発展のため、会員相互の意見交換
- 2 会員相互の親睦を図るための各種行事
- 3 その他必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
幹事	2名
監事	1名
相談役	若干名

(役員を選任及び任期)

第6条 役員は、総会において選任し、任期は2年とする。ただし、任期の半ばに選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 幹事は、本会の運営及び行事の企画等を行う。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 相談役は、会務の運営等に関し意見を述べる。

(総会及び役員会)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、年1回開催するほか、必要に応じて臨時総会を開催する。
- 3 役員会は、必要に応じて開催する。

(会費等)

第9条 本会の会費は、年3,000円とし、本会の経費は会費及びその他の収入をもって充てる。

(慶弔)

第10条 会員が叙勲等を受賞したときは、電報で祝意を表し、会員が死亡したときは、生花を贈呈し弔意を表す。

(会計年度)

第11条 この会計年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終了する。

(その他)

第12条 この会則に定めのない事項は、役員会において定める。

附 則

この会則は、平成16年9月28日から実施する。

附 則

この会則は、平成19年3月19日から実施する。

(経過措置)

この会則第11条の規定にかかわらず、第3期の会計年度については、平成19年3月19日から平成19年8月31日までとする。